

行為の届出について

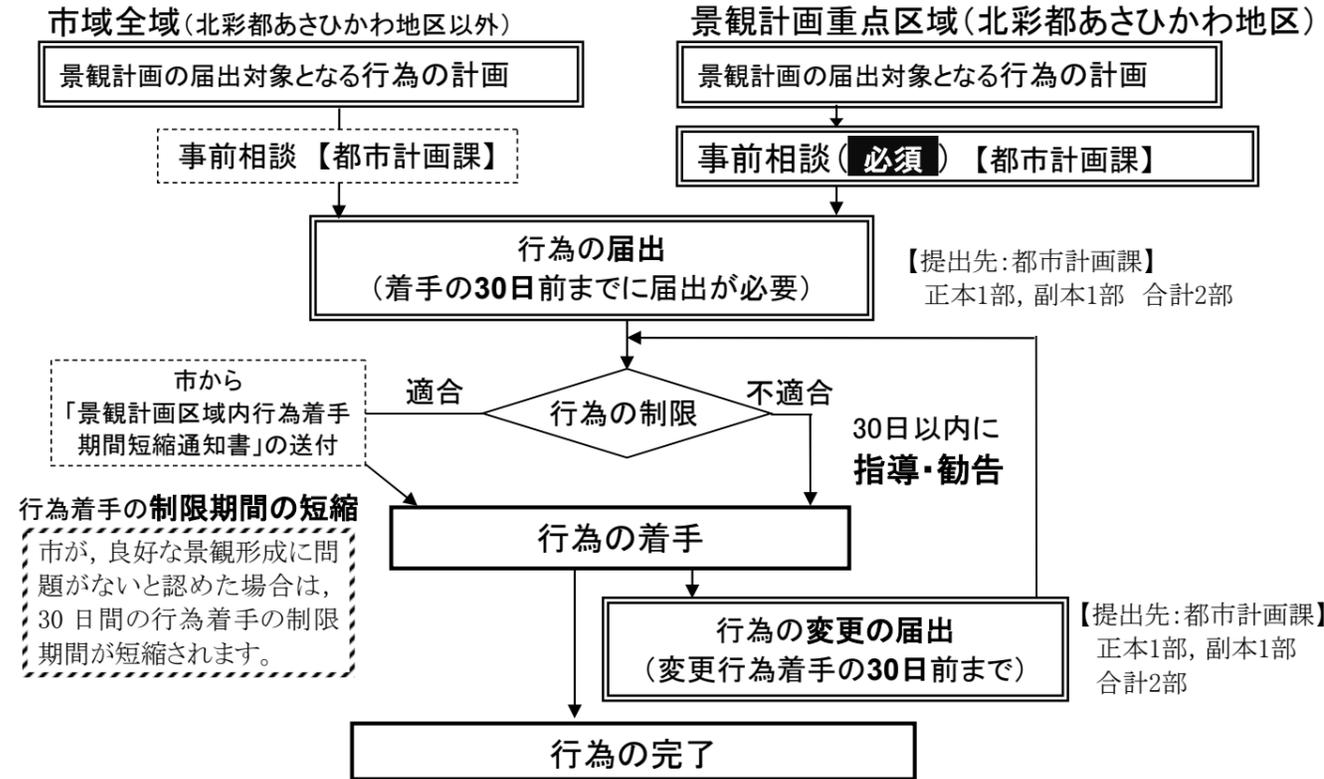
届出の対象となる行為を行う場合は、景観計画区域内行為届出書と下記に示す添付書類を、行為を行う**30日前**までに都市計画課へ提出してください。(様式は都市計画課ホームページからダウンロードできます)

■提出書類■ (旭川市景観規則第8条, 景観法施行規則第1条第2項)

景観計画区域内行為届出書 (様式第7号)	第1面及び第2面～第5面のうち該当する面
敷地の位置図	敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示するもの
状況写真 (撮影日を記載してください。)	敷地の位置や当該敷地の周辺の状況を示すもの 増改築や外観の変更の場合は、現在の建築物又は工作物の状況がわかるもの
配置図	敷地内における建築物又は工作物、駐車場(駐輪場も含む)、緑化の位置がわかるもの
立面図 (彩色が施されたもの)	建築物又は工作物の各面の色彩、仕上げ、ライトアップの状況がわかるもの 増改築、外観の変更の場合は、該当部分に係るもの(二面以上)

- ※ 図面の縮尺:それぞれ A4 又は A3 の用紙に収まる縮尺とし、図面に縮尺を記載してください。
- ※ 景観計画重点区域については、参考資料として「緑化計画書」及び「北彩都あさひかわ地区チェックリスト」の添付が必要です。

■届出のフロー■ (行為の着手の制限:景観法第18条)



○行為着手の制限の例外となる工事……根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事 (景観法施行令第12条)

■罰則■ (景観法第102条)

30万円以下の罰金	行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
	行為着手の制限期間内に届出に係る行為に着手した者

お問い合わせは
旭川市 地域振興部 都市計画課
〒070-8525
旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階
TEL(0166)25-9704 FAX(0166)27-3466
E-mail tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

景観法・旭川市景観条例に基づく

建築物等の届出制度のあらまし

この届出制度は、景観法による景観計画を活用して、市域全域を対象にまちの景観を構成する重要な要素となっている建築物や工作物のうち、特に規模の大きなものについて景観に配慮していただくことで旭川らしい景観づくりを進めるために設けたものです。全市域に加え、さらに景観計画重点区域に北彩都あさひかわ地区を定め、それぞれの区域の景観にあった届出対象行為と配慮事項を定めました。

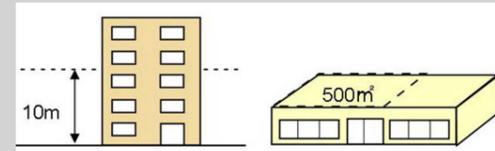
景観法に基づく旭川市景観計画には、届出に関するもの以外の事項も定めていますが、この「あらまし」では、届出制度を中心に説明します。

景観計画区域＝市域全域

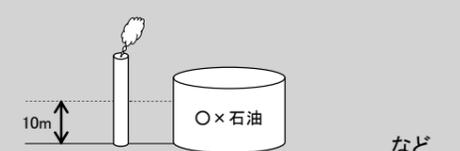
旭川市景観づくり基本計画に定めた「まち並みづくり」を進めるため、市域全域を景観計画の対象区域として決定。

■届出対象行為■

特に景観への影響が大きい大規模行為
【建築物等】



【工作物等】



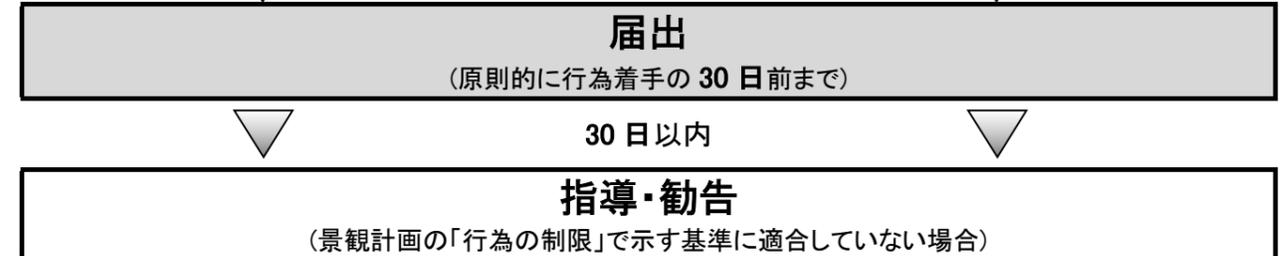
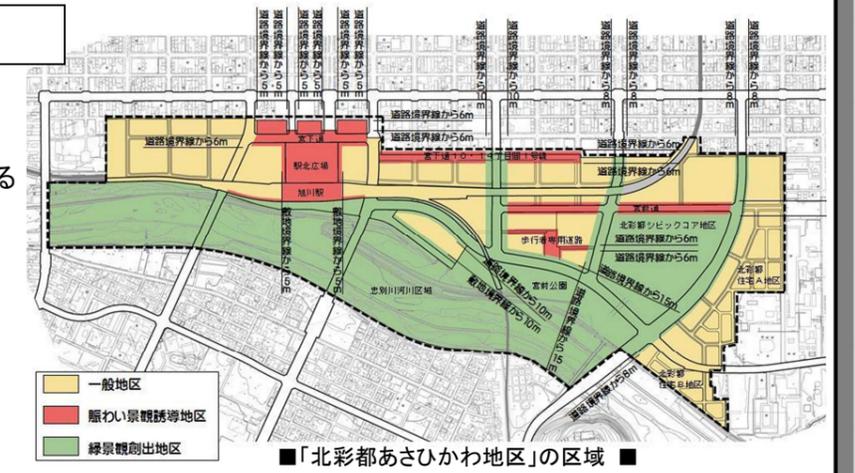
景観計画重点区域

それぞれの特徴にあわせてきめ細やかな景観誘導を行う区域。今後の状況にあわせて追加。

北彩都あさひかわ地区

■届出対象行為■

高さ3mを超える、又は、
外観の面積が10㎡を超える
建築物及び工作物等



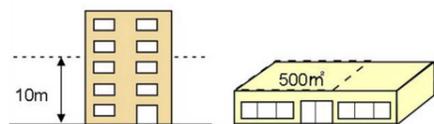
北彩都あさひかわ地区以外の市域全域の良好な景観形成のための行為の制限

大規模な行為については、周囲の景観に与える影響が大きいため、配慮すべき事項の景観形成方針を定め、届出いただいた行為について、方針に基づく行為の制限に適合しているかチェックし、大規模行為の景観づくりを進めていきます。

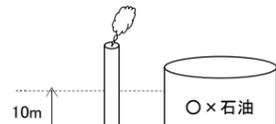
■対象区域■ 旭川市内全域（北彩都あさひかわ地区以外の区域）（景観法第8条第2項、景観計画）

■届出の対象となる行為■（景観法第16条第1項、条例第17,18条）

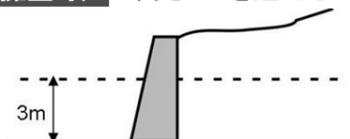
■建築物■ 高さ10mを超える 又は 建築面積 500㎡を超える



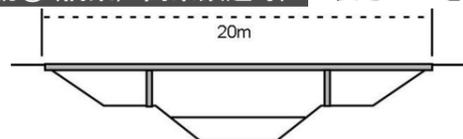
■工作物①■（工作物②、③以外のもの） 高さ10mを超える



■工作物②（擁壁等）■ 高さ3mを超える



■工作物③（橋梁、高架鉄道等）■ 長さ20mを超える



- ・上記の建築物の新築や工作物の新設又は移転
- ・増築、改築に係る部分が、上記の高さにあるもの、上記の建築面積や長さとなるもの
- ・上記の外観を変更することとなる修繕、模様替、又は色彩の変更で、建築物は一壁面の1/2を超える変更、工作物は外観の1/2を超える変更となるもの（ライトアップによる外観の変更も含む）

■届出を要しない行為■（全市域共通[北彩都あさひかわ地区を含む]）

- （景観法第16条第7項、条例第18条）
- ・道路又は鉄道の維持管理のために行う行為
- ・電気事業、認定電気通信事業、放送事業等の事業用の空中線系（その支持物を含む。）の建設等
- ・道路等から容易に見ることのできない建築物の建築等及び工作物の建設等
- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等及び仮設の工作物の建設等
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・景観重要公共施設（※1）の整備として行う行為
- ・旭川市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示、又は、屋外広告物を掲出する物件の設置

■行為の制限■（景観法第8条第2項、景観計画）

建築物	眺望	主要な眺望点（※2）からの大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する。	
	色彩（※3）	外壁の基調色には、高・中明度（概ね4～8程度）、中・低彩度（概ね6以下）を使用する。ただし、レンガや石などの素材を使用する場合は、この限りではない。 高彩度色を使用する場合は、小面積のアクセントとして使用する。	
	緑化	敷地内に樹木がある場合は、保存する。ただし、緑化（※4）をする場合はこの限りではない。 敷地内は、周辺の景観と調和する樹種等で緑化する。	
	あかり	ライトアップ（※6）は、歩行者等に不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具（光源）とする。	
工作物	眺望	主要な眺望点からの大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する。	
	色彩	法令等で定められたもの以外は、基調色の彩度を抑える。	
	緑化	工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。	
	あかり	ライトアップ（※6）は、歩行者等に不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具（光源）とする。	
	擁壁 追加事項	まとめり	必要最小限の規模とし、周辺と調和する種類を選択する。 表面は、素材の特性を活かしたものとし、描画等は行わない。

※1 旭橋、昭和通、永隆橋通、宮下通・駅前広場、宮下通 10・14 丁目間1号線、宮前通、北彩都テーマ地区内の歩行者専用道路、忠別川河川区域及び忠別川リバーフロント、宮前公園、南6条通、中央橋通、新成橋通、大雪通

※2 主要な眺望点の「春光台公園、新橋、旭西橋、忠別橋」から視野に入る区域は、「春光、末広、末広東、常盤通、中常盤町、上常盤町、9～10条通、金星町、東、大雪通、宮下通、1～4条通、南、東光 1～3条、豊岡 1～4条」です。これらの区域で計画がある場合は、別紙の範囲図で確認願います。

北彩都あさひかわ地区の良好な景観形成のための行為の制限

北彩都あさひかわ地区は、独自の届出対象行為と行為の制限を定め、特徴に応じたきめ細やかな景観誘導を行います。

■対象区域■

宮下通4丁目から6丁目まで、宮前1条1丁目から4丁目まで及び宮前2条1丁目及び2丁目の各全部並びに宮下通3丁目、宮下通7丁目から17丁目まで、宮前1条5丁目、宮前2条3丁目、南6条通及び7条通の17丁目及び18丁目並びに忠別川河川敷地の各一部

区域内は、地区のまちづくりの考え方に沿って賑わい景観誘導地区、緑景観創出地区、一般地区に分かれています。

■届出の対象となる行為■

建築物	新築、増築、改築又は移転
	建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更又はライトアップで、外観の変更に係る部分の面積が10㎡以上のもの（ただし、イベント等でのライトアップで3か月未満のものは除く。）
工作物	新設、増築、改築又は移転
	工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更又はライトアップで、外観の変更に係る部分の面積が10㎡以上のもの（ただし、イベント等でのライトアップで3か月未満のものは除く。）

■届出を要しない行為■（北彩都あさひかわ地区限定）

- ・専ら住宅の用に供する建築物の敷地内で行う建築物の新築等及び工作物の新設等で、高さ（地上からの高さ。）3m以下、かつ、外観の面積 10㎡以内のもの

■行為の制限■

建築物	地区全体	色彩（※3）	基調色には、高・中明度（概ね4～8程度）、低彩度（概ね3以下）を使用することとする。ただし、レンガや石などの素材を使用する場合は、この限りではない。 高彩度色についてはアクセントとして使用し、建物本体の基調色としては使用しない。
		建築設備	道路の歩道から見えないように配置するか、ルーバー等の設置や建築物本体に取り込む。
		施設駐輪場・施設駐車場（※5）	外壁のない施設駐輪場、施設駐車場は、道路の歩道から見える部分において、ルーバー等の設置や植栽などにより、車や自転車が剥きだしにならないように配慮する。
		屋外階段	道路の歩道から見えない位置に設けるか、骨組みが露出しないようルーバー等を設置する。
		緑化	敷地内は、「景観計画重点区域（北彩都地区）に係る敷地内緑化取扱指針」に基づき、周辺と調和する樹種等で緑化（※4）する。
		ライトアップ（※6）	歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。
工作物	地区全体	建築物の壁面位置及び低層部	建築物の壁面の一部又は全部を地区整備計画における壁面の位置の制限に定める道路境界線までの距離の最低限度に揃えることとし、低層部は明るく開放的な意匠とする。 日よけテントを設ける場合は、素材については布地（耐候性・つや消し）とし、色彩はダークグリーン（概ね2.5G3/4）とする。
		建築物の外壁	外壁の一部又は全部にレンガを使用することとし、レンガの色彩は既存レンガ造建物と同じ赤系とする。（宮下通 10・14 丁目間1号線、宮前通の沿道のみ）
		色彩	工作物の色彩は、法令等で定められたもの以外は、基調色の彩度を抑えることとする。
工作物	地区全体	緑化	工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。
		ライトアップ（※6）	歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。

■事前相談■

北彩都あさひかわ地区では、以前から街並み形成懇談会を設置して、事業者の方と協議を行い良好な景観形成を進めてきました。今後もこの協議制度を継続しますので、この地区で計画がある場合は、できるだけ早い時期にご相談ください。



※3 色彩の明度、彩度については、マンセル表色系によるものとします。

※4 緑化は、道路などから歩行者等が容易に見ることのできる場所で、樹木、芝生、ツタ、花などの植物を地面や建築物の屋上、壁面に植栽すること、又は、植栽したプランター等を設置することとします。

※5 「施設駐輪場・施設駐車場」とは、屋根付き又は2階建て以上の立体駐輪場、駐車場のことです。

※6 ライトアップとは、景観法施行令第4条第6号の外観について行う照明であり、敷地や屋外広告物について行う照明は除く。